100-144

問題文

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 保険薬局は、保険調剤に際して、患者に被保険者証の提示を求めることはできない。
- 2. 保険薬局は、後発医薬品の備蓋に関する体制の確保に努めなければならない。
- 3. 保険薬局は、保険医療機関との連携を強化するため、保険医療機関と一体的な経営を行うよう努めなければならない。
- 4. 保険薬局は、患者が不正行為により療養の給付を受けたときは、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

解答

2, 4

解説

選択肢 1 ですが

薬担規則 3 条により、処方せん又は被保険者証による確認義務が保険薬局にはあります。被保険者証の提示を 求めることはできます。よって、選択肢 1 は誤りです。

選択肢 2 は、正しい選択肢です。

選択肢 3 ですが

薬担規則第二条の三 一号において、保険医療機関と一体的な経営を行うことは禁じられています。よって、 選択肢 **3** は誤りです。

選択肢 4 は、正しい選択肢です。

以上より、正解は 2,4 です。